

雇用確保支援事業補助金

市内事業所の雇用の促進及び定着に要する経費の一部を補助します！

◆ 補助対象事業

① 求人活動支援事業

市内事業所への採用及び配属を目的として、就職情報サイト及び求人広告に求人情報を掲載するもの

② 資格取得等支援事業

雇用を確保するため、市内事業所に勤める従業員に対象となる資格を取得または特別教育を受けさせるもの

③ 外国人材雇用促進支援事業

外国人労働者の職場定着を目的として、市内事業所に勤める従業員に語学力または生活力を向上させるもの

R8拡充
“特別教育”
追加

◆ 申請要件

補助対象者	以下の要件いずれにも該当する中小企業者及び大企業者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 市税を完納している者であること。 補助対象事業において、下記の補助対象外の業種に該当する事業を実施しようとする者でないこと。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。 国、県、その他機関等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない、または受けていないこと。 その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者でないこと。
補助対象外の業種	<ul style="list-style-type: none"> 宗教、政治・文化団体 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業（市長が特に必要と認める風俗営業は除く。） 風営法第2条第1項第4号に規定する風俗営業 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
注意事項	★各補助対象事業の補助金交付限度額の範囲においては、同一の中小企業者及び大企業者（外国人材雇用促進支援事業に限る。）は、同一年度内に複数回の申請をすることが可能です。

◆ 申請スケジュール等



交付決定通知書

【申請期日】

- ① 求人活動支援事業
 - ③ 外国人材雇用促進支援事業
- 補助対象経費の支払を終えた日から、令和9年4月30日まで
- ② 資格取得等支援事業 → 資格取得の日、特別教育の受講が終了した日またはその結果の通知のあった日から令和9年4月30日まで

◆ お問い合わせ

〒716-8501 高梁市松原通2043番地
高梁市 産業経済部 産業振興課 商工労働係
☎0866-21-0229

高梁市 雇用確保

検索



① 求人活動支援事業

対象者	市内事業所への採用及び配属を目的として、就職情報サイト及び求人広告に求人情報を掲載した中小企業者		
対象経費	下記のいずれかに該当する経費のうち、掲載を開始または終了したものであって、支払いを終えたもの (1) 求人情報発信 就職情報サイト等の管理運営者に対して支払った費用のうち、求人情報掲載に係る費用 (2) 企業広告掲載 求人情報誌の掲載費、求人情報を記載したチラシの製作費等		
補助率及び交付限度額	補助対象経費の1/2以内 (交付限度額10万円)	提出書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の契約書等の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内容が分かる資料(パンフレット等) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払を証明できる書類の写し <input type="checkbox"/> 市税の未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
申請期日	対象経費の支払を終えた日から、令和9年4月30日まで		

② 資格取得等支援事業

対象者	国家資格、技能講習、技能検定または特別教育について、市内事業所に勤める従業員に受験または受講させ、その経費を負担した中小企業者		
対象経費	国家資格、技能講習、技能検定または特別教育に係る経費のうち、中小企業者が負担したもの (1) 資格取得に必要な能力を習得するための口座の受講料 ※資格の取得の前提となる卒業資格等を取得するための講座は対象外。 (2) 国その他資格授与機関が受講を指定する講習等の受講料 (3) 労働安全衛生法で定められている危険または有害な業務に関する安全または衛生のための特別教育の受講料 (4) 資格試験等の受験料及び登録免許料 ※同一年度内に従業員1人につき1回まで申請可能。 ※国、県、その他機関等から費用の補てんを受けているときは対象外。		
補助率及び交付限度額	補助対象経費の1/2以内 (交付限度額10万円)	提出書類	<input type="checkbox"/> 資格取得等に要した経費を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 中小企業者が負担した補助対象経費の支払を証明する書類 <input type="checkbox"/> 資格取得又は特別教育の受講を証明する書類もしくは結果通知書の写し <input type="checkbox"/> 従業員名簿 <input type="checkbox"/> 市税の未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
申請期日	資格取得の日、特別教育の受講が終了した日またはその結果の通知のあった日から令和9年4月30日まで		

R8拡充
“特別教育”
追加

③ 外国人雇用促進支援事業

対象者	語学力または生活力の向上について、市内事業所に勤める外国人労働者に対して実施する中小企業者及び大企業者		
対象経費	語学力または生活力の向上を目的として実施する事業に要する下記のいずれかに該当する経費 (1) 語学力の向上のために要する経費 (語学学校入学金、語学学校・語学教室授業料、教材費、旅費等) ※外国人労働者とのコミュニケーション等を図るため、日本人労働者が外国語の語学力の向上のために要する経費を含む。 (2) 日本の文化、生活習慣の研修・体験等に要する経費 (講師謝金、会場借上料、物品借上料、旅費、委託料等)		
補助率及び交付限度額	補助対象経費の1/2以内 (交付限度額10万円)	提出書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払を証明できる書類の写し <input type="checkbox"/> 語学能力または生活力の向上を目的とした事業の内容がわかる書類 <input type="checkbox"/> 従業員名簿(研修等に参加した従業員がわかる類) <input type="checkbox"/> 市税の未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
申請期日	対象経費の支払を終えた日から、令和9年4月30日まで		